

「横断防止柵修繕(八坂通)」仕様書

(担当:井林、山口 TEL075-591-0013)

1 件名

横断防止柵修繕(八坂通)

2 目的及び概要

本市が管理する八坂通において、横断防止柵の横ビーム1本を修繕するもの。

3 期間

令和8年7月31日まで

4 場所

京都市東山区金園町地内

5 範囲

【別紙1】位置図及び【別紙2】写真を参照

6 内容

- ・既設支柱のビーム取付部のケレン
- ・既設支柱に既存の取付金具を全周溶接
- ・溶接部の塗装
- ・横ビーム(再利用品)の再設置

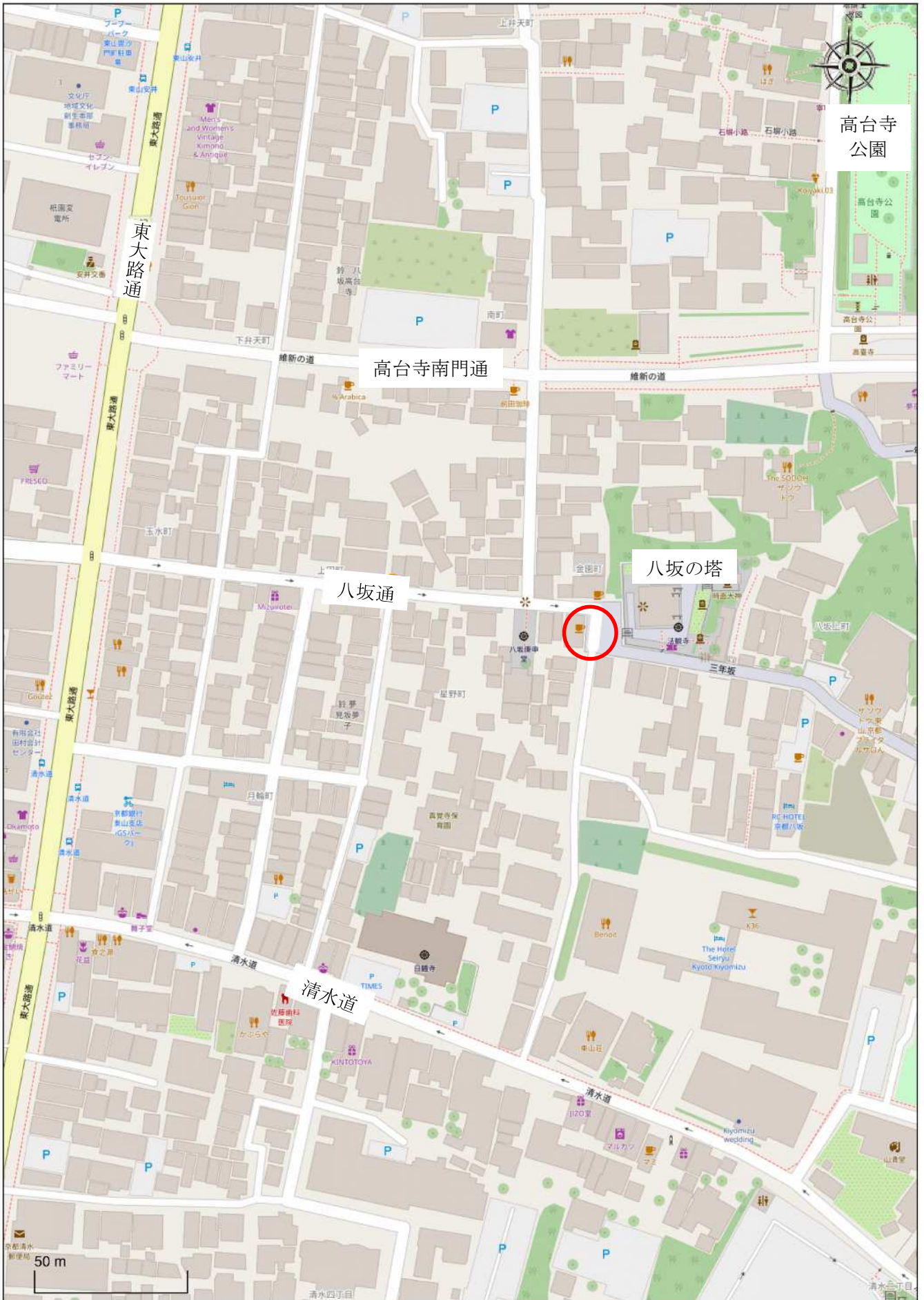
7 支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

- 本作業に必要な材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。ただし、再設置する横ビームは東部土木みどり事務所で保管しているため、取りにくること。
- 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- 近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 歩行者への安全対策及び誘導を実施すること。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 受注者による道路使用許可に係る手続きは不要。

【位置図】



【写真】



【写真】



【写真】



【参考】
ビーム再利用
(端部 B 側)